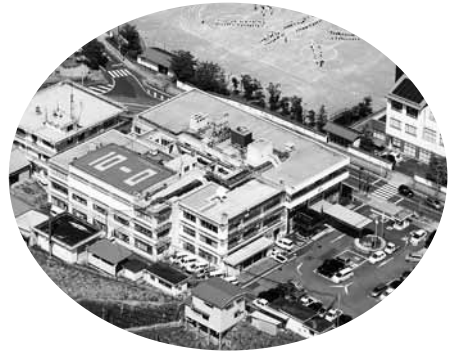


平成 26 年度

監査結果に基づく措置状況

平成26年度に実施した監査の結果に基づき、平成27年3月31日現在の措置状況について、地方自治法第199条第12項および亀山市監査委員条例第12条第2項の規定により公表します。

亀山市監査委員	渡部 満
同	森 美和子
同	匹田 哲



前年度実施した庁内各室(学校、出先機関を含む)の「定期監査」、「財政的援助を与えている団体等の監査」の結果に対する措置状況について、市長および関係機関の長から通知がありましたので、その概要をお知らせします。

※ **健康福祉部** は措置状況を記載しています。

定期監査

共通事項

各種団体への補助金交付基準は、その終期を平成27年3月31日までとしているものが多数見受けられる。終期の変更に当たっては、各補助金の必要性を十分に検証されたい。

(市長部局)

「補助金の適正化に関する基準」に基づき、補助金の必要性を検討し、交付基準を改正しました。なお、補助金交付基準の終期は、第1次亀山市総合計画の計画期間と併せて、平成29年3月31日に変更しました。

(教育委員会)

社会教育団体への補助金交付にあたっては、実際の用途や必要性を団体ごとに精査し、補助対象を社会教育団体が青少年健全育成を目的に実施する事業と限定しました。また、個別の交付基準を「亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱」として一元化し、その中で毎年度の見直しと終期を第一次総合計画の終期に併せて平成29年3月31日としました。

個別事項

●企画総務部 人事情報室

「亀山市事務分掌規則第17条」では、室長は、室の分掌事務の執行計画を樹立するよう定めているが、樹立していない室が見受けられた。樹立するよう各室を指導されたい。

平成26年7月8日に所属長へ執行計画を作成するよう様式を添付し、周知しました。

●健康福祉部 高齢障がい支援室

地域生活支援事業での「訪問給食サービス事業」について、類似事業を実施している給食・配食事業者が増えている。民間事業者によるサービス提供への移行を検討されたい。

平成27年度において、事業の必要性について利用者の意見を確認し、民間への移行を検討します。

●教育委員会 教育総務室

「亀山市教育委員会事務局組織規則第7条」では、室長は、室の分掌事務の執行計画を樹立するよう定めているが、樹立していない室が見受けられた。樹立するよう各室を指導されたい。

人事情報室と協議の上、平成26年7月8日に各室長に対し、執行計画を作成するよう通知しました。また、平成27年2月に各室において事務の執行計画が作成されていることを確認しました。

財政援助団体等監査

●亀山市地域社会振興会

(所管室 財務部財政改革室)

文書收受や起案など、文書取扱規程に則った事務執行がなされていない処理が散見された。適正な事務執行を行われたい。また、文書取扱規程の見直しを検討されたい。

文書取扱規程に則った事務を行うよう徹底を図るとともに、事務が迅速かつより効率的に処理できるよう文書取扱規程の改正を行いました。

問合せ先 監査委員事務局 (☎84-5051)